

ICカード規定（個人および法人のお客様用）

（令和1年9月1日現在）

1.（規定の適用範囲等）

- (1) この規定は、ICカード（従来のキャッシュカードにICチップを搭載したカードをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この規定に定めがない事項については、当行のカード規定を適用します。なお、カード規定は「個人のお客様用」と「法人のお客様用」の二種類ございますので、該当するカード規定（以下「カード規定」といいます。）をご参照ください。

2.（ICチップ内情報の利用範囲）

ICカードに搭載されたICチップ内に格納された情報等は、この情報の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICカード対応ATM」といいます。）を利用する場合に使用されます。

当行の一部のATMおよびカード規定第1条に定める現金支払業務提携先・振込業務提携先が設置したATM、CDのうちICチップに格納した情報等の利用ができないATMまたはCD（以下「ICカード未対応ATM」といいます。）ではICチップ内に格納された情報等は使用されず、ICカードの磁気ストライプ部分に格納した情報等が使用されます。

3.（代理人カード）

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人もしくはお届けの法人代表者から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。
- (2) 代理人カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。

4.（振込カード機能）

- (1) 当行のICカード対応ATMにおいて振込を実施した場合には、ICカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。この場合、振込券は使用できません。
- (2) ICチップ内に格納された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行・再交付する場合には新しいICカードに当該振込情報は引き継がれません。

5.（デビットカード取引）

ICカードを使用してデビットカード取引を利用する場合、ICチップ内に格納された情報等は使用されず、ICカードの磁気ストライプ部分に格納した情報等が使用されます。

6.（ICカード対応ATM等の故障時の取り扱い）

ICカード対応ATMの故障時には、ICチップ内に格納された情報等は利用できません。

7.（ICチップ読取不能時の取り扱い等）

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATMにおいてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ内に格納された情報等の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応ATMにおいてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

8.（カード発行手数料）

カード発行（再発行を含みます。）にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

9.（規定の変更）

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上